

令和 7 年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率

伊 万 里 市

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第
３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全
化判断比率及び資金不足比率を報告します。

令和８年９月１７日

伊万里市長 深 浦 弘 信

目 次

1	健全化判断比率及び資金不足比率の概要	1
2	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要	2
3	健全化判断比率について	
(1)	実質赤字比率	3
(2)	連結実質赤字比率	3
(3)	実質公債費比率	4
(4)	将来負担比率	5
4	資金不足比率について	6

1 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

- ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、次の5つの指標を報告するものである。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率
- ⑤資金不足比率

- ・数値については、速報値であり、今後の決算調整の過程で異同を生じることがある。

(1) 健全化判断比率（第3条関係）

比率名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ %	12.71 %	20.00 %
連結実質赤字比率	－ %	17.71 %	30.00 %
実質公債費比率	6.9 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	42.2 %	350.0 %	

※「－」は当該比率が生じていない（黒字である）ことを表している。

(2) 資金不足比率（第22条関係）

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業特別会計	－ %	20.0 %
工業用水道事業特別会計	－ %	20.0 %
下水道事業特別会計	－ %	20.0 %

※「－」は当該比率が生じていない（資金不足がない）ことを表している。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

(1) 目的

- ・地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表により、当該比率に応じた財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図る。

(2) 健全化判断比率等の公表

- ・健全化判断比率等については、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならない。
- ・平成19年度決算から公表し、当該比率のいずれかが基準以上である場合の財政健全化計画及び財政再生計画の策定の義務付けは、平成20年度決算から適用される。

(3) 財政健全化への取組

区分	取組内容
いずれかの比率が早期健全化基準以上である場合	①財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければならない。 ②上記計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければならない。 ③県知事は早期健全化が著しく困難と認められるときは、必要な勧告をすることができる。
いずれかの比率が財政再生基準以上である場合	①財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければならない。 ②上記計画については、総務大臣に協議し同意を求めることができる。 ※同意なし→災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限される。 ※同意あり→収支不足を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債が可能となる。 ③総務大臣は財政運営が計画に適合しないと認められる場合等には、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

- ・一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

年度	比率	財政健全化法	
		早期健全化基準	財政再生基準
令和7年度	－ (△3.22 %)	12.71 %	20.00 %
※参考 令和6年度	－ (△4.68 %)	12.74 %	20.00 %

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額（注1）}}{\text{標準財政規模（注2）}}$$

（注1）実質赤字額＝歳入総額－歳出総額－翌年度に繰り越すべき財源

（注2）標準財政規模＝（標準税収入額等＋普通交付税額）＋臨時財政対策債発行可能額

(2) 連結実質赤字比率

- ・全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

※全会計とは、一般会計、3特別会計（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）及び3企業会計（水道事業、工業用水道事業、下水道事業）

年度	比率	財政健全化法	
		早期健全化基準	財政再生基準
令和7年度	－ (△27.21 %)	17.71 %	30.00 %
※参考 令和6年度	－ (△33.59 %)	17.74 %	30.00 %

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（注3）}}{\text{標準財政規模}}$$

(注 3) 連結実質赤字額 = (A + B) - (C + D)

A : 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質赤字の合計額

B : 企業会計の資金の不足額の合計額

C : 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質黒字の合計額

D : 企業会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

・一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

※各年度で算出し、3 か年の平均を比率とする。

年度	比率	財政健全化法	
		早期健全化基準	財政再生基準
令和 7 年度	6.9 %	25.0 %	35.0 %
※参考 令和 6 年度	7.6 %	25.0 %	35.0 %

(地方債の元利償還金 + 準元利償還金 (注 4)) -

(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模}}$$

(注 4) 準元利償還金 = A + B + C + D + E

A : 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還をした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額

B : 一般会計から一般会計以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

C : 組合への負担金・補助金のうち、組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

D : 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

E : 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

- ・一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

年度	比率	財政健全化法	
		早期健全化基準	財政再生基準
令和 7 年度	42.2 %	350.0 %	
※参考 令和 6 年度	30.6 %	350.0 %	

将来負担額（注 5）－（充当可能基金額（注 6）＋ 特定財源見込額
＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）

将来負担比率 ＝
$$\frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

（注 5）将来負担額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H

A：一般会計の当該年度の前年度末における地方債現在高

B：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費等に係るもの）

C：一般会計以外の会計の地方債元金の償還に充てる一般会計からの負担等見込額

D：当該団体が加入する組合の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

E：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計の負担見込額

F：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等財務・経営状況を勘案した一般会計の負担見込額

G：連結実質赤字額

H：組合の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計の負担見込額

（注 6）充当可能基金額＝A から F までの償還額等に充てることのできる基金の額

4 資金不足比率について

年度	水 道 事 業 特 別 会 計	工 業 用 水 道 事 業 特 別 会 計	下 水 道 事 業 特 別 会 計	財政健全化法
				経営健全化基準
令和7年度	— (△143.4 %)	— (△296.4 %)	— (△40.1 %)	20.0 %
※参考 令和6年度	— (△210.8 %)	— (△290.3 %)	— (△35.3 %)	20.0 %

資金の不足額（注7）

資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

事業の規模（注8）

（注7）資金の不足額＝（流動負債－建設改良費等の経費の財源に充てるために起こした
地方債等の現在高等）－（流動資産－控除財源等）－解消可能資金
不足額（※）

※解消可能資金不足額…事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が
生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除す
る一定の額

（注8）事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

